

令和3年11月29日付鳥取県公報号外第104号別冊

令和2年度決算に係る  
定期監査結果報告書

令和3年11月

鳥 取 県 監 査 委 員



第 9 2 号  
令和3年11月29日

|             |       |   |
|-------------|-------|---|
| 鳥取県議会議長     | 内田博長  | 様 |
| 鳥取県知事       | 平井伸治  | 様 |
| 鳥取県教育委員会教育長 | 足羽英樹  | 様 |
| 鳥取県公安委員会委員長 | 勝部芳子  | 様 |
| 鳥取県人事委員会委員長 | 小松哲也  | 様 |
| 鳥取県労働委員会会長  | 三谷裕次郎 | 様 |

鳥取県監査委員 桐林正彦

鳥取県監査委員 山根朋洋

鳥取県監査委員 奈良井 恵

鳥取県監査委員 福田俊史

## 定期監査結果報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、鳥取県監査基準（令和2年鳥取県監査委員告示第1号）に準拠して令和2年度決算に係る定期監査を執行したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり提出します。



# 目 次

|                        |    |
|------------------------|----|
| <b>第1 監査結果報告</b> ..... | 1  |
| <b>1 監査の概要</b> .....   | 1  |
| (1) 監査の種類 .....        | 1  |
| (2) 監査の範囲及び目的 .....    | 1  |
| (3) 監査の実施方法 .....      | 1  |
| (4) 監査対象機関の数 .....     | 2  |
| (5) 監査実施期間 .....       | 2  |
| (6) 監査の執行者 .....       | 2  |
| <b>2 監査の実施状況</b> ..... | 3  |
| (1) 概要 .....           | 3  |
| (2) 実施機関別の状況 .....     | 4  |
| ア 令和新時代創造本部 .....      | 4  |
| イ 交流人口拡大本部 .....       | 4  |
| ウ 危機管理局 .....          | 5  |
| エ 総務部 .....            | 5  |
| オ 地域づくり推進部 .....       | 6  |
| カ 福祉保健部 .....          | 7  |
| キ 子育て・人財局 .....        | 9  |
| ク 生活環境部 .....          | 9  |
| ケ 商工労働部 .....          | 10 |
| コ 農林水産部 .....          | 11 |
| サ 県土整備部 .....          | 12 |
| シ 総合事務所 .....          | 13 |
| ス 会計管理局 .....          | 14 |
| セ 企業局 .....            | 14 |
| ソ 病院局 .....            | 15 |
| タ 教育委員会 .....          | 15 |
| チ 警察本部 .....           | 18 |
| ツ 監査委員事務局 .....        | 19 |
| テ 人事委員会事務局 .....       | 19 |
| ト 労働委員会事務局 .....       | 19 |
| ナ 県議会事務局 .....         | 19 |

|           |  |    |
|-----------|--|----|
| <b>第2</b> | <b>監査意見</b> .....                              | 21 |
| 1         | <b>とリアート開催事業と鳥取県美術展覧会のあり方について</b> .....        | 21 |
|           | (地域づくり推進部文化政策課)                                |    |
| 2         | <b>鳥取看護専門学校</b> の運営について .....                  | 21 |
|           | (福祉保健部健康医療局医療政策課、鳥取看護専門学校)                     |    |
| 3         | <b>地域脱炭素の取組</b> について .....                     | 22 |
|           | (生活環境部脱炭素社会推進課)                                |    |
| 4         | <b>中小企業の事業承継支援</b> について .....                  | 23 |
|           | (商工労働部企業支援課)                                   |    |
| 5         | <b>G I G Aスクール構想等の推進</b> について .....            | 23 |
|           | (教育委員会事務局教育環境課、教育センター、小中学校課、<br>特別支援教育課、高等学校課) |    |
| 6         | <b>美術ラーニングセンター(仮称)機能発揮のための検討</b> について .....    | 24 |
|           | (教育委員会事務局美術館整備局美術館整備課)                         |    |
|           | <br>   |    |
|           | (参考1) 令和2年度決算に係る定期監査の処置の概要 .....               | 26 |
|           | (参考2) 監査処置基準等について .....                        | 28 |

## 第1 監査結果報告

### 1 監査の概要

鳥取県監査基準（令和2年鳥取県監査委員告示第1号。以下「監査基準」という。）に準拠し、及び鳥取県監査実施要綱（令和2年2月18日監査委員決定。以下「実施要綱」という。）に基づき、次のとおり監査を実施した。

#### （1）監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

#### （2）監査の範囲及び目的

監査基準第2条第1項第1号の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを確認することを目的として実施した。

#### （3）監査の実施方法

定期監査は、実施要綱第2章に基づき事務監査を行い、その後、本監査を行った。

##### ① 事務監査

複数の職員が監査資料を基にして、責任ある立場にある者及び担当者から説明を聴取し、関係する書類又は帳簿を検査し、並びに必要に応じて、資料の提出を求め、又は現場を検分する方法により行った。ただし、監査等執行計画において、監査対象機関の本監査を書面監査により実施することとした監査対象機関については、監査資料を基に行った。

##### ② 本監査

監査資料を基にして実地監査を行ったが、監査等執行計画において書面監査により実施することとしている監査対象機関の本監査は、監査資料を基に書面監査を行った。

なお、令和2年度決算に係る定期監査の実施においては、新型コロナウイルス感染症対策として非接触型勤務の徹底が求められたことから、状況に応じて、事務監査においては、説明の聴取や関係する書類又は帳簿の検査を省略し、本監査においては、実地監査から書面監査へ変更した。

#### (4) 監査対象機関の数

| 区 分         | 監 査 対 象<br>機 関 の 数 | 監 査 を 実 施<br>し た 機 関 の 数 | 左 の 内 訳    |              |
|-------------|--------------------|--------------------------|------------|--------------|
|             |                    |                          | 実地監査       | 書面監査         |
| 知 事 部 局     | 152                | 152                      | 32         | 120          |
| 企 業 局       | 3                  | 3                        | 3          | 0            |
| 病 院 局       | 3                  | 3                        | 3          | 0            |
| 教 育 委 員 会   | 49                 | 49                       | 11         | 38           |
| 警 察 本 部     | 10                 | 10                       | 0          | 10           |
| 各 種 委 員 会 等 | 3                  | 3                        | 0          | 3            |
| 議 会 事 務 局   | 1                  | 1                        | 0          | 1            |
| 合 計         | (218)<br>221       | (218)<br>221             | (77)<br>49 | (141)<br>172 |

注1 機関数は、総合事務所の各局をそれぞれ1機関としている。

2 合計欄の( )は前年度の数である。

#### (5) 監査実施期間

事務監査：令和3年2月9日から同年8月31日まで

本 監 査：令和3年3月8日から同年9月2日まで

#### (6) 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員 桐 林 正 彦

同 山 根 朋 洋

同 奈良井 恵

同 福 田 俊 史 (令和3年7月6日から)

同 広 谷 直 樹 (令和3年7月5日まで)

なお、地方自治法第199条の2（監査執行上の除斥）の規定により、監査委員福田俊史は、県議会事務局（監査実施日：令和3年8月20日）について監査を行っていない。



## 2 監査の実施状況

### (1) 概要

監査の処置区分には勧告、指摘及び注意がある。不適正の度合いが重大なもの又は著しく妥当性を欠くもの等のうち、監査委員が特に必要と認めたものは**勧告事項**とし、それ以外のものを**指摘事項**とした。また、不適正の度合いが比較的軽易なものには**注意事項**とした。

今回、監査を行った結果、一部の事務処理について不適正な事項が認められたが、勧告事項に該当するものは認められなかった。

指摘事項については、該当する事項があったので、その内容を公表するとともに、別途文書により該当する部局長及び監査対象機関の長に対し、今後適切な取扱い又は改善を行うよう通知し、その処理方針について回答を求めた。

なお、指摘事項の内容は、(2)の実施機関別の状況に記載している。

また、次に掲げるとおり注意事項に該当する事項もあったので、該当する部局長及び監査対象機関の長に対し、別途文書により是正を求め、または注意を喚起した。

#### ア 予算事務

債務負担行為設定年度経過後に複数年度契約を締結する不適正

#### イ 収入事務

多額の未収金、納入期限の設定誤りその他の収入事務手続の不適正

#### ウ 支出事務

支出金額の誤りその他の支出事務手続の不適正

#### エ 契約事務

発注伺の予定価格積算の未記載等、契約書の記載の不備等その他の契約事務手続の不適正

#### オ 補助金等事務

実績報告書の受理の遅延、交付決定の遅延その他の補助金等に係る事務手続の不適正

#### カ 財産管理事務

不用品処分手続の不適正、物品貸付手続の不備等その他の財産管理事務手続の不適正

#### キ その他の事務

出納員の任免手続の不備その他の事務手続の不適正

## (2) 実施機関別の状況

### ア 令和新時代創造本部

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

| 実施機関                 | 実施日       | 実施方法 |
|----------------------|-----------|------|
| 政策戦略監<br>新時代・SDGs推進課 | 令和3年7月29日 | 書面監査 |
| 〃<br>総合統括課           | 令和3年8月30日 | 実地監査 |
| 広報課                  | 令和3年7月28日 | 書面監査 |
| 女性活躍推進課              | 令和3年8月2日  | 〃    |
| 統計課                  | 令和3年7月12日 | 〃    |
| 男女共同参画センター           | 令和3年6月14日 | 〃    |

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

#### 〔指摘事項〕

- 倉吉未来中心保守点検業務等委託費用負担金について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。(男女共同参画センター)

### イ 交流人口拡大本部

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

| 実施機関           | 実施日       | 実施方法 |
|----------------|-----------|------|
| ふるさと人口政策課      | 令和3年7月14日 | 書面監査 |
| 東京本部           | 令和3年7月15日 | 〃    |
| 関西本部           | 令和3年8月6日  | 〃    |
| 名古屋代表部         | 令和3年7月20日 | 〃    |
| 観光交流局<br>観光戦略課 | 令和3年8月30日 | 実地監査 |
| 〃<br>国際観光誘客課   | 令和3年7月29日 | 書面監査 |
| 〃<br>交流推進課     | 令和3年7月29日 | 〃    |
| 〃<br>まんが王国官房   | 令和3年7月29日 | 〃    |

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 観光客入込動態調査業務委託契約について、一般競争入札の結果不落札となったため、予定価格を増額変更して随意契約を行っていた。（観光交流局観光戦略課）

ウ 危機管理局

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

| 実施機関       | 実施日       | 実施方法 |
|------------|-----------|------|
| 危機管理政策課    | 令和3年7月8日  | 書面監査 |
| 危機対策・情報課   | 令和3年7月26日 | 〃    |
| 原子力安全対策課   | 令和3年8月3日  | 〃    |
| 消防防災課      | 令和3年7月28日 | 〃    |
| 消防防災航空センター | 令和3年7月8日  | 〃    |
| 消防学校       | 令和3年6月16日 | 〃    |

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、比較的軽易な注意すべき事項があった。

エ 総務部

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

| 実施機関  | 実施日       | 実施方法 |
|-------|-----------|------|
| 総務課   | 令和3年8月27日 | 書面監査 |
| 財政課   | 令和3年8月3日  | 実地監査 |
| 政策法務課 | 令和3年8月17日 | 書面監査 |
| 税務課   | 令和3年7月21日 | 〃    |
| 営繕課   | 令和3年8月19日 | 〃    |

|                   |           |      |
|-------------------|-----------|------|
| 行政監察・法人指導課        | 令和3年8月17日 | 書面監査 |
| 情報政策課             | 令和3年8月24日 | 実地監査 |
| 行財政改革局<br>人事企画課   | 令和3年8月19日 | 書面監査 |
| 〃<br>職員支援課        | 令和3年9月2日  | 〃    |
| 〃<br>資産活用推進課      | 令和3年8月27日 | 実地監査 |
| 〃<br>職員人材開発センター   | 令和3年8月19日 | 書面監査 |
| 人権局<br>人権・同和対策課   | 令和3年8月19日 | 〃    |
| 総合事務センター<br>庶務集中課 | 令和3年8月24日 | 〃    |
| 〃<br>物品契約課        | 令和3年8月17日 | 〃    |
| 公文書館              | 令和3年8月19日 | 〃    |
| 東部県税事務所           | 令和3年3月22日 | 〃    |
| 中部県税事務所           | 令和3年8月19日 | 〃    |
| 西部県税事務所           | 令和3年8月27日 | 〃    |

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- つり銭に係る返納金について、戻入が遅延していた。(公文書館)
- 自動車税環境性能割・自動車税種別割申告書(報告書)等受付・審査業務に係る委託契約について、積算金額を上回る額で予定価格を決定していた。(東部県税事務所)

オ 地域づくり推進部

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

| 実施機関    | 実施日       | 実施方法 |
|---------|-----------|------|
| 市町村課    | 令和3年8月27日 | 書面監査 |
| 県民参画協働課 | 令和3年8月6日  | 実地監査 |

|                             |           |      |
|-----------------------------|-----------|------|
| 文化政策課                       | 令和3年8月24日 | 実地監査 |
| スポーツ振興局<br>スポーツ課            | 令和3年8月27日 | 〃    |
| 〃<br>関西ワールドマスタース<br>ゲームズ推進課 | 令和3年8月2日  | 書面監査 |
| 中山間・地域交通局<br>中山間地域政策課       | 令和3年8月20日 | 〃    |
| 〃<br>地域交通政策課                | 令和3年7月12日 | 実地監査 |
| 文化財局<br>文化財課                | 令和3年8月17日 | 書面監査 |
| 〃<br>とっとり弥生の王国推進課           | 令和3年7月27日 | 〃    |
| 東部地域振興事務所                   | 令和3年6月17日 | 〃    |
| 埋蔵文化財センター                   | 令和3年7月28日 | 〃    |
| むきばんだ史跡公園                   | 令和3年7月12日 | 〃    |

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 令和2年度とっとり若者広聴レンジャーとしての広聴活動等に係る委託契約について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。（県民参画協働課）
- 県民文化会館空気調和設備部品更新業務に係る委託契約について、予定価格の積算金額を上回る額で予定価格を決定していた。（文化政策課）
- 指定管理者への物品貸付について、不用決定等を行う前に処分しているものがあった。（文化政策課）
- 青谷上寺地遺跡史跡活用事業業務の実施に係る委託契約について、予定価格調書を作成していなかった。（文化財局とっとり弥生の王国推進課）

カ 福祉保健部

- (ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

| 実施機関              | 実施日       | 実施方法 |
|-------------------|-----------|------|
| ささえあい福祉局<br>福祉保健課 | 令和3年8月17日 | 書面監査 |
| 〃<br>福祉監査指導課      | 令和3年8月2日  | 〃    |
| 〃<br>障がい福祉課       | 令和3年8月26日 | 実地監査 |
| 〃<br>子ども発達支援課     | 令和3年8月24日 | 〃    |
| 〃<br>長寿社会課        | 令和3年8月26日 | 〃    |
| 健康医療局<br>健康政策課    | 令和3年7月12日 | 書面監査 |
| 〃<br>医療政策課        | 令和3年8月5日  | 〃    |
| 〃<br>医療・保険課       | 令和3年9月2日  | 〃    |
| 皆成学園              | 令和3年8月17日 | 〃    |
| 総合療育センター          | 令和3年8月17日 | 〃    |
| 鳥取療育園             | 令和3年3月15日 | 実地監査 |
| 中部療育園             | 令和3年7月30日 | 書面監査 |
| 精神保健福祉センター        | 令和3年8月2日  | 〃    |
| 鳥取看護専門学校          | 令和3年3月15日 | 実地監査 |
| 倉吉総合看護専門学校        | 令和3年8月2日  | 書面監査 |

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 医療的ケア児等の地域生活支援を担う看護職員等養成研修事業委託業務契約外1件について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。（ささえあい福祉局子ども発達支援課）
- 鳥取県後期高齢者医療高額医療費負担金について、変更承認及び変更交付決定を行っていなかった。（健康医療局医療・保険課）
- 鳥取県立鳥取看護専門学校入学試験問題作成採点等業務委託契約について、契約書に添付すべき業務仕様書を添付していなかった。（鳥取看護専門学校）

## キ 子育て・人財局

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

| 実施機関     | 実施日       | 実施方法 |
|----------|-----------|------|
| 子育て王国課   | 令和3年8月26日 | 実地監査 |
| 家庭支援課    | 令和3年8月26日 | 〃    |
| 総合教育推進課  | 令和3年8月5日  | 書面監査 |
| 福祉相談センター | 令和3年8月2日  | 〃    |
| 倉吉児童相談所  | 令和3年8月5日  | 〃    |
| 米子児童相談所  | 令和3年8月5日  | 〃    |
| 喜多原学園    | 令和3年8月17日 | 〃    |

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、比較的軽易な注意すべき事項があった。

## ク 生活環境部

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

| 実施機関                  | 実施日       | 実施方法 |
|-----------------------|-----------|------|
| 環境立県推進課               | 令和3年8月20日 | 書面監査 |
| 低炭素社会推進課              | 令和3年8月30日 | 実地監査 |
| 衛生環境研究所               | 令和3年8月31日 | 書面監査 |
| 原子力環境センター             | 令和3年8月20日 | 〃    |
| 循環型社会推進課              | 令和3年8月27日 | 〃    |
| 緑豊かな自然課               | 令和3年8月27日 | 実地監査 |
| 山陰海岸ジオパーク<br>海と大地の自然館 | 令和3年8月2日  | 書面監査 |
| くらしの安心局<br>くらしの安心推進課  | 令和3年8月31日 | 〃    |
| 〃<br>消費生活センター         | 令和3年8月2日  | 〃    |
| 〃<br>住まいまちづくり課        | 令和3年8月17日 | 〃    |
| 〃<br>水環境保全課           | 令和3年7月6日  | 実地監査 |

|           |           |      |
|-----------|-----------|------|
| 食肉衛生検査所   | 令和3年7月12日 | 書面監査 |
| 東部建築住宅事務所 | 令和3年6月17日 | 〃    |

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、比較的軽易な注意すべき事項があった。

ケ 商工労働部

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

| 実施機関                     | 実施日       | 実施方法      |      |
|--------------------------|-----------|-----------|------|
| 商工政策課                    | 令和3年7月12日 | 実地監査      |      |
| 立地戦略課                    | 令和3年8月18日 | 書面監査      |      |
| 産業振興課                    | 令和3年7月13日 | 〃         |      |
| 企業支援課                    | 令和3年7月13日 | 〃         |      |
| 通商物流課                    | 令和3年9月2日  | 〃         |      |
| 雇用人材局<br>雇用政策課           | 令和3年7月19日 | 〃         |      |
| 〃<br>とっとり働き方改革<br>支援センター | 令和3年8月23日 | 〃         |      |
| 〃<br>産業人材課               | 令和3年8月18日 | 〃         |      |
| 〃<br>鳥取県立鳥取ハローワーク        | 令和3年8月17日 | 〃         |      |
| 〃<br>鳥取県立倉吉ハローワーク        | 令和3年8月17日 | 〃         |      |
| 〃<br>鳥取県立米子ハローワーク        | 令和3年8月17日 | 〃         |      |
| 〃<br>鳥取県立境港ハローワーク        | 令和3年8月17日 | 〃         |      |
| 産業人材育成<br>センター           | 倉吉校       | 令和3年7月16日 | 実地監査 |
|                          | 米子校       | 令和3年8月23日 | 書面監査 |

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。



〔指摘事項〕

- ロシアのIT事情を知るWEBセミナーに係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。（通商物流課）
- 鳥取県立倉吉ハローワーク職員研修会に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。（雇用人材局鳥取県立倉吉ハローワーク）

コ 農林水産部

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

| 実 施 機 関                 | 実 施 日     | 実 施 方 法 |
|-------------------------|-----------|---------|
| 農 林 水 産 総 務 課           | 令和3年7月21日 | 書 面 監 査 |
| 農 業 大 学 校               | 令和3年8月4日  | 〃       |
| 経 営 支 援 課               | 令和3年7月14日 | 実 地 監 査 |
| 農 地 ・ 水 保 全 課           | 令和3年8月24日 | 〃       |
| 農業振興戦略監<br>とっとり農業戦略課    | 令和3年8月6日  | 〃       |
| 〃<br>生 産 振 興 課          | 令和3年8月24日 | 〃       |
| 〃<br>畜 産 課              | 令和3年7月27日 | 書 面 監 査 |
| 森林・林業振興局<br>林 政 企 画 課   | 令和3年7月29日 | 〃       |
| 〃<br>県産材・林産振興課          | 令和3年7月30日 | 〃       |
| 〃<br>森 林 づ くり 推 進 課     | 令和3年8月30日 | 実 地 監 査 |
| 水産振興局<br>水 産 課          | 令和3年8月24日 | 〃       |
| 市場開拓局<br>販路拡大・輸出促進課     | 令和3年7月14日 | 〃       |
| 〃<br>食のみやこ推進課           | 令和3年8月4日  | 書 面 監 査 |
| 東 部 農 林 事 務 所           | 令和3年7月30日 | 実 地 監 査 |
| 東 部 農 林 事 務 所 八 頭 事 務 所 | 令和3年7月29日 | 書 面 監 査 |
| 農業試験場、病害虫防除所            | 令和3年7月27日 | 〃       |
| 園 芸 試 験 場               | 令和3年7月21日 | 〃       |
| 鳥 獣 対 策 セ ン タ ー         | 令和3年7月27日 | 〃       |

|           |           |      |
|-----------|-----------|------|
| 畜産試験場     | 令和3年8月5日  | 書面監査 |
| 中小家畜試験場   | 令和3年3月19日 | 〃    |
| 鳥取家畜保健衛生所 | 令和3年7月26日 | 〃    |
| 倉吉家畜保健衛生所 | 令和3年7月16日 | 実地監査 |
| 西部家畜保健衛生所 | 令和3年7月30日 | 書面監査 |
| 林業試験場     | 令和3年8月4日  | 〃    |
| 境港水産事務所   | 令和3年7月26日 | 〃    |
| 水産試験場     | 令和3年7月26日 | 〃    |
| 栽培漁業センター  | 令和3年8月3日  | 〃    |

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- ため池の低水位管理検討事業委託契約について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。（農地・水保全課）
- スマート農業技術の実証及び検証業務に係る委託契約について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。（農業振興戦略監とっとり農業戦略課）

サ 県土整備部

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

| 実施機関             | 実施日       | 実施方法 |
|------------------|-----------|------|
| 県土総務課            | 令和3年9月2日  | 書面監査 |
| 技術企画課            | 令和3年8月31日 | 〃    |
| 道路企画課            | 令和3年9月2日  | 〃    |
| 道路建設課            | 令和3年8月31日 | 〃    |
| 河川課              | 令和3年8月27日 | 実地監査 |
| 治山砂防課            | 令和3年9月2日  | 書面監査 |
| 空港港湾課            | 令和3年8月31日 | 〃    |
| 淀江産業廃棄物処理施設計画審査室 | 令和3年8月19日 | 〃    |

|           |           |      |
|-----------|-----------|------|
| 鳥取県土整備事務所 | 令和3年7月30日 | 実地監査 |
| 八頭県土整備事務所 | 令和3年8月31日 | 書面監査 |
| 鳥取港湾事務所   | 令和3年9月2日  | 〃    |

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 雑入（河川法第67条による原因者負担金）について、前年度に比べ未収金の額は減少しているものの、依然として多額の未収金があった。（河川課）
- 淀江産業廃棄物処理施設計画地周辺地下水等調査に係る土地賃貸借契約について、遡って契約していた。（淀江産業廃棄物処理施設計画審査室）
- 大路川西大路排水機場ほか6箇所に係る自家用電気工作物保安管理業務委託契約について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。（鳥取県土整備事務所）
- 大路川西大路排水機場ほか6箇所に係る自家用電気工作物保安管理業務委託契約の変更契約について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。（鳥取県土整備事務所）

シ 総合事務所

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

| 実施機関    | 実施日       | 実施方法 |
|---------|-----------|------|
| 中部総合事務所 |           |      |
| 地域振興局   | 令和3年8月17日 | 書面監査 |
| 福祉保健局   | 令和3年8月17日 | 〃    |
| 生活環境局   | 令和3年7月21日 | 〃    |
| 農林局     | 令和3年8月17日 | 〃    |
| 県土整備局   | 令和3年8月4日  | 〃    |
| 西部総合事務所 |           |      |
| 地域振興局   | 令和3年7月12日 | 書面監査 |

|  |                   |           |      |
|--|-------------------|-----------|------|
|  | 福祉保健局             | 令和3年7月2日  | 書面監査 |
|  | 生活環境局             | 令和3年7月5日  | 〃    |
|  | 農林局               | 令和3年7月8日  | 〃    |
|  | 米子県土整備局           | 令和3年7月13日 | 〃    |
|  | 日野振興センター<br>日野振興局 | 令和3年3月16日 | 〃    |
|  | 〃<br>日野県土整備局      | 令和3年7月13日 | 〃    |

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、比較的軽易な注意すべき事項があった。

**ス 会計管理局**

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

| 実施機関  | 実施日       | 実施方法 |
|-------|-----------|------|
| 会計指導課 | 令和3年7月21日 | 書面監査 |
| 統括審査課 | 令和3年7月21日 | 〃    |
| 工事検査課 | 令和3年7月21日 | 〃    |

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、比較的軽易な注意すべき事項があった。

**セ 企業局**

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

| 実施機関  | 実施日       | 実施方法 |
|-------|-----------|------|
| 企業局   | 令和3年7月15日 | 実地監査 |
| 東部事務所 | 令和3年7月15日 | 〃    |
| 西部事務所 | 令和3年7月15日 | 〃    |

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、比較的軽易な注意すべき事項があった。

## ソ 病院局

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

| 実 施 機 関 | 実 施 日     | 実 施 方 法 |
|---------|-----------|---------|
| 病 院 局   | 令和3年7月15日 | 実地監査    |
| 中 央 病 院 | 令和3年7月15日 | 〃       |
| 厚 生 病 院 | 令和3年7月15日 | 〃       |

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

### 〔指摘事項〕

- 顧問弁護士委託業務に係る契約について、予定価格調書を作成していなかった。(病院局総務課)
- 保管する固定資産について、固定資産台帳との照合を行っていなかった。(中央病院)
- 自動制御設備保守点検業務委託契約について、契約締結の事務手続が遅延していた。(厚生病院)

## タ 教育委員会

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

| 実 施 機 関       | 実 施 日     | 実 施 方 法 |
|---------------|-----------|---------|
| 教 育 総 務 課     | 令和3年7月12日 | 実地監査    |
| 教 育 環 境 課     | 令和3年8月19日 | 書面監査    |
| 教 育 人 材 開 発 課 | 令和3年8月17日 | 〃       |
| 教 育 セ ン タ ー   | 令和3年8月6日  | 〃       |
| 小 中 学 校 課     | 令和3年7月14日 | 実地監査    |
| 特 別 支 援 教 育 課 | 令和3年7月28日 | 書面監査    |

|                     |           |      |
|---------------------|-----------|------|
| 高等学校課               | 令和3年7月14日 | 実地監査 |
| いじめ・不登校<br>総合対策センター | 令和3年3月15日 | 〃    |
| 社会教育課               | 令和3年7月21日 | 書面監査 |
| 図書館                 | 令和3年8月27日 | 〃    |
| 人権教育課               | 令和3年8月24日 | 実地監査 |
| 美術館整備局<br>美術館整備課    | 令和3年7月16日 | 〃    |
| 博物館                 | 令和3年5月24日 | 書面監査 |
| 体育保健課               | 令和3年8月17日 | 〃    |
| 東部教育局               | 令和3年8月6日  | 〃    |
| 中部教育局               | 令和3年6月16日 | 〃    |
| 西部教育局               | 令和3年6月23日 | 〃    |
| 鳥取東高等学校             | 令和3年8月31日 | 〃    |
| 鳥取西高等学校             | 令和3年7月14日 | 実地監査 |
| 鳥取商業高等学校            | 令和3年7月27日 | 書面監査 |
| 鳥取工業高等学校            | 令和3年6月23日 | 実地監査 |
| 鳥取湖陵高等学校            | 令和3年7月12日 | 書面監査 |
| 鳥取緑風高等学校            | 令和3年7月15日 | 〃    |
| 青谷高等学校              | 令和3年7月15日 | 〃    |
| 岩美高等学校              | 令和3年6月23日 | 実地監査 |
| 八頭高等学校              | 令和3年7月1日  | 書面監査 |
| 智頭農林高等学校            | 令和3年7月1日  | 〃    |
| 倉吉東高等学校             | 令和3年3月19日 | 実地監査 |
| 倉吉西高等学校             | 令和3年7月13日 | 書面監査 |
| 倉吉農業高等学校            | 令和3年7月13日 | 〃    |
| 倉吉総合産業高等学校          | 令和3年8月5日  | 〃    |
| 鳥取中央育英高等学校          | 令和3年3月19日 | 実地監査 |
| 米子東高等学校             | 令和3年3月17日 | 書面監査 |
| 米子西高等学校             | 令和3年6月30日 | 〃    |
| 米子高等学校              | 令和3年8月27日 | 〃    |
| 米子南高等学校             | 令和3年8月31日 | 〃    |
| 米子工業高等学校            | 令和3年6月16日 | 〃    |
| 米子白鳳高等学校            | 令和3年3月8日  | 〃    |
| 境高等学校               | 令和3年8月5日  | 〃    |
| 境港総合技術高等学校          | 令和3年8月4日  | 〃    |

|                      |           |      |
|----------------------|-----------|------|
| 日野高等学校               | 令和3年7月28日 | 書面監査 |
| 鳥取盲学校                | 令和3年8月27日 | 〃    |
| 鳥取 <sup>ろう</sup> 聾学校 | 令和3年3月22日 | 〃    |
| 鳥取養護学校               | 令和3年8月4日  | 〃    |
| 白兔養護学校               | 令和3年8月27日 | 〃    |
| 倉吉養護学校               | 令和3年8月6日  | 〃    |
| 皆生養護学校               | 令和3年8月4日  | 〃    |
| 米子養護学校               | 令和3年8月4日  | 〃    |
| 琴の浦高等特別支援学校          | 令和3年6月23日 | 〃    |

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 読書感想文・絵てがみコンクール巡回展に係る施設利用について、支出負担行為を行っていないかった。(教育総務課)
- 令和2年度健康管理担当医派遣に係る委託料について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。(教育総務課)
- 英語教育推進会議外7件に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延しているものがあつた。(小中学校課)
- 地域みらい留学2020年度参画契約について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。(高等学校課)
- 鳥取県教育審議会学校等教育分科会に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延しているものがあつた。(高等学校課)
- 資金前渡した新型コロナウイルス感染症発生時に備えるための経費について、精算の事務手続が遅延していた。(高等学校課)
- 性的マイノリティの人権学習会に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延しているものがあつた。(人権教育課)
- 企画展「輝いていた60's」の講演会等に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。(博物館)
- 特型高演色LEDスポットライト(刀剣展示用)3台の購入に係る随意契約について、同じ見積書を物品請求書と契約・交付何書に使用していた。(博物館)
- 運動部活動外部指導者に係る経費について、支出負担行為の事務手続

が遅延していた。(体育保健課、鳥取商業高等学校、米子南高等学校)

- 文化部活動地域専門指導者招へい事業に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。(鳥取商業高等学校)
- 貸切バス代金(使用料及び賃借料)について、支出負担行為を行っていなかった。(鳥取緑風高等学校)
- 国際交流事業通訳料に係る経費外2件について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。(青谷高等学校)
- 鳥取県スポーツ指導者研修会に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。(米子東高等学校)
- 文化部活動地域専門指導者招へい事業に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。(米子南高等学校)
- 文化・芸術活動を推進する人材育成事業に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。(鳥取聾学校)

## チ 警察本部

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

| 実 施 機 関       | 実 施 日     | 実 施 方 法 |
|---------------|-----------|---------|
| 警 察 本 部       | 令和3年8月17日 | 書 面 監 査 |
| 鳥 取 警 察 署     | 令和3年7月8日  | 〃       |
| 郡 家 警 察 署     | 令和3年6月16日 | 〃       |
| 智 頭 警 察 署     | 令和3年3月11日 | 〃       |
| 浜 村 警 察 署     | 令和3年6月14日 | 〃       |
| 倉 吉 警 察 署     | 令和3年7月1日  | 〃       |
| 琴 浦 大 山 警 察 署 | 令和3年6月16日 | 〃       |
| 米 子 警 察 署     | 令和3年7月1日  | 〃       |
| 境 港 警 察 署     | 令和3年6月16日 | 〃       |
| 黒 坂 警 察 署     | 令和3年3月16日 | 〃       |

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、比較的軽易な注意すべき事項があった。



### ツ 監査委員事務局

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

| 実 施 機 関       | 実 施 日           | 実 施 方 法 |
|---------------|-----------------|---------|
| 監 査 委 員 事 務 局 | 令 和 3 年 3 月 8 日 | 書 面 監 査 |

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、処置する事項は認められなかった。

### テ 人事委員会事務局

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

| 実 施 機 関         | 実 施 日            | 実 施 方 法 |
|-----------------|------------------|---------|
| 人 事 委 員 会 事 務 局 | 令 和 3 年 8 月 24 日 | 書 面 監 査 |

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、処置する事項は認められなかった。

### ト 労働委員会事務局

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

| 実 施 機 関         | 実 施 日            | 実 施 方 法 |
|-----------------|------------------|---------|
| 労 働 委 員 会 事 務 局 | 令 和 3 年 8 月 17 日 | 書 面 監 査 |

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、処置する事項は認められなかった。

### ナ 県議会事務局

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

| 実 施 機 関     | 実 施 日            | 実 施 方 法 |
|-------------|------------------|---------|
| 県 議 会 事 務 局 | 令 和 3 年 8 月 20 日 | 書 面 監 査 |

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、比較的軽易な注意すべき事項があった。

## 第2 監査意見

### 1 とりアート開催事業と鳥取県美術展覧会のあり方について

(地域づくり推進部文化政策課)

とりアート（鳥取県総合芸術文化祭）は、県民が文化芸術に理解と親しみを持ち、自ら取り組むことで、心豊かで満ち足りた生活を送ることができるようになることを目的に事業を実施してきた。

しかしながら、県が令和2年度に実施したアンケートでは、この事業自体に対する県民の関心度、認知度は十分とはいえず、文化芸術活動の評価は一概に数値化のみではなじみにくい面があるものの、事業の成果が県民へ伝わっていない懸念がある。

また、鳥取県美術展覧会は、県民の文化芸術活動の発表の場として毎年行われ行事としては定着しているものの、展覧会の開催目的、意義などが広く県民全体へ伝わっていない懸念がある。

現在、県が目指す文化活動の振興の目的に向けて、県、市町村、県民、文化施設、文化芸術団体、NPO法人や民間事業者等多様な関係機関の連携のもと、実施事業の評価と見直しが行われている。

については、これからも県の文化振興を推進していくため、引き続き、関係機関相互の連携のもと、効果的な広報活動を進められたい。

また、とりアートについては、その目標の達成に向けて、今後新たに県民に広く関心を持っていただくとともに、芸術に接する機会の少なかった若年層にも関心を持ってもらうよう、周知につながるPR効果の高いイベントの開催等についても検討されたい。

### 2 鳥取看護専門学校の運営について

(福祉保健部健康医療局医療政策課、鳥取看護専門学校)

鳥取看護専門学校は、病院における看護業務従事者の育成のみならず、今後さらに需要が増加すると予測される在宅看護の担い手育成に大きな役割を有している。一方で、毎年応募者数は定員を上回っているが、最近2年間は最終的な入学者数が定員を充足していない状況となっている。その要因として、看護職を目指す学生の大学志向がある中、看護学校の施設建設から47年を経過し建物等の経年

劣化が進んでいることに加え、県内在住で看護師資格取得を目指す者にとって保護者の授業料負担が軽いことや、県立中央病院の最新鋭の医療環境を利用した教育を受けられる等の大きなメリットが十分に知られていないことが考えられる。

また、今後は、ICTを活用した授業ができるような学習環境の充実も図っていく必要がある。

については、今後ますます需要が増加することが予想される看護業務従事者の育成を図るため、学校の特長をより一層広報するとともに、計画的な施設・学習環境の整備を進められたい。

### 3 地域脱炭素の取組について

(生活環境部脱炭素社会推進課)

2015年の気候変動枠組条約締約国会議におけるパリ協定の採択を始めとする国内外での環境施策の推進を踏まえ、県では令和2年1月に2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、同年3月には令和12年度を目標年度とする環境保全や創造に関する施策等の総合的な推進に向けた環境基本計画である「令和新时代とっとり環境イニシアティブプラン（以下「環境イニシアティブプラン」という。）」を策定した。

この環境イニシアティブプランでは、鳥取の健全で恵み豊かな環境を持続可能なものにするため、「低炭素社会の実現」を施策の柱の1つとして目指す将来の姿を描き、長期目標である2050年の脱炭素社会の実現に向けて中長期的な取組の方向性を掲げている。

また、国が新たに示した温室効果ガス削減目標（2030年度までに13年度比46%減に引き上げ）を踏まえ、県においても削減目標の見直しを行い、更なる排出削減に向けた取組を加速することとしているところである。

環境イニシアティブプランが目指す姿を実現するには、県、県民、市町村、NPO等の各種団体や事業所などが理念を共有するとともに、先進的で実践可能な取組事例を共有するなどして連携を進め、長期目標も見据えた環境イニシアティブプランに実効性を持たせることが重要である。

については、県民一人ひとりがライフステージに応じてどのような選択や行動をしていくべきか示すとともに、県としても可能な範囲で具体的な数値目標を取り入れた啓発方針を策定し、その達成状況を踏まえながら地域脱炭素の取組を推進されたい。

また、脱炭素社会の構築に向けた市町村の活動を積極的に支援するとともに、先進的な取組事例を共有し他の地域に広げるなど、県全体で共通の目標である脱炭素社会の実現に向けて気運の醸成に取り組まれない。

#### 4 中小企業の事業承継支援について

(商工労働部企業支援課)

わが国では近年、中小企業経営者の高齢化が進み、少子化により親族内に後継者がいないなど、後継者不在を理由に廃業を選択せざるを得ない状況があり、廃業に伴い優れた産業技術や雇用の場が失われることは、地域や県にとっても大きな損失となる。

国においても各都道府県に事業引継ぎ支援センターを設置し、第三者への事業引継ぎを支援することとされ、本県でも平成27年度から公益財団法人鳥取県産業振興機構が経済産業省から認定支援機関として委託を受け、鳥取県事業引継ぎ支援センター（令和3年度から鳥取県事業承継・引継ぎ支援センターに改組）を設置し事業引継ぎの支援を行っている。同センターの支援による成約件数は平成27年度から令和2年度までの累計で91件にのぼり、一定の成果をあげてきている。しかし、本県内において後継者不在企業がまだ多数存在する状況を踏まえると、なお一層の取組支援の充実が期待される場所である。

については、事業承継を検討している中小企業個々のニーズにきめ細かく対応するため、金融機関、市町村、地域の商工会議所、商工会等の関係機関と連携して支援策や成功事例に関する情報提供を一体的に行うとともに、関係機関の有する支援策を連携して提供する仕組づくりなどの効果的な取組を進められたい。

#### 5 G I G Aスクール構想等の推進について

(教育委員会事務局教育環境課、教育センター、小中学校課、特別支援教育課、高等学校課)

令和3年度から本格的にG I G Aスクール構想がスタートした。構想の実現には、I C T環境の整備が必要不可欠であり、義務教育段階においては1人1台端末環境が整備され、端末を利用した教育活動が展開されている。県立高校においては、全校に高速大容量の通信ネットワーク環境が整備され、令和4年度新入生

からの1人1台端末環境の実施に向けて、端末整備を3校において先行実施し、機器の導入方法や活用方法等の検証も進められているところである。

これらのICTの活用教育を進めるため、教育委員会ではICT支援員等の配置や派遣、学校に出向いての研修等を行っているが、効果的な活用を一層促進するためには、それらの取組に加え、効果的なツールや、先進的な活用実践等を共有することが重要であると思われる。

また、災害や感染症等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により子どもたちの学びを保障できる環境が求められ、家庭への持ち帰り時における通信環境も整備しておかなくてはならないが、一部の地域においては、Wi-Fi環境等が不十分な面も見られる。

については、県立学校において1人1台端末の導入に合わせた通信環境の確保に取り組むことをはじめ、各学校、各家庭のICT環境により学習成果に大きな差が生じることのないよう、市町村、市町村教育委員会と情報共有しながら、利用環境の整備状況を随時把握し、必要な対策を講じるとともに、効果的な学習素材の導入や先進事例の共有、教員のICT指導力向上への支援なども含め、十分な体制整備に取り組まれない。

## 6 美術ラーニングセンター（仮称）機能発揮のための検討について

（教育委員会事務局美術館整備局美術館整備課）

令和7年春（令和6年度中）に開館予定の県立美術館については、令和4年1月の建設工事着工から令和6年度中の開館に向けて、令和2年度から設計に着手、PFI事業者との協議を進め、並行して県民との意見交換も進めながら使い勝手や美術館の果たす機能について検討を重ねている状況である。

美術館には公開展示の場や人々が集える場としての機能に加え、「アート教育の場」としての機能も重要な要素として要求されているところであり、県としても美術を通じて学ぶ「美術ラーニングセンター」としての機能の充実に向けた検討事業を実施している。

については、「美術ラーニングセンター」機能を発揮していくために、現在検討されている対話型鑑賞も含め、アート教育に関する諸外国や県内外の事例を広く収集し、また、アート教育に関する有識者等からの意見聴取を通じて、目玉としての「アート教育」を県内外に強くアピールできるよう、現在の建設準備の段階からさらなる検討を進められたい。その中で、必要に応じてハード面での対応も積

極的に検討されたい。

また、子どもだけでなく、幅広い年代の方が居住地に関係なく美術館設置のメリットを享受できるよう、鑑賞・教育中の託児サービスの利用方策や、ICT技術の活用など、環境づくりについても検討されたい。

(参考 1)

## 令和2年度決算に係る定期監査の処置の概要

### 1 件数

(単位：件、(機関))

| 区分   | 勧告      | 指摘        | 注意          | 合計          |
|------|---------|-----------|-------------|-------------|
| 本庁   | 0 ( 0 ) | 21 ( 17 ) | 195 ( 65 )  | 216 ( 68 )  |
| 地方機関 | 0 ( 0 ) | 17 ( 15 ) | 164 ( 71 )  | 181 ( 74 )  |
| 合計   | 0 ( 0 ) | 38 ( 32 ) | 359 ( 136 ) | 397 ( 142 ) |

(注) 合計欄は実件数又は実機関数であり、重複により各内訳の合計と一致しないことがある。

(参考)

(単位：件、(機関))

| 区分       | 勧告      | 指摘        | 注意          | 合計          |
|----------|---------|-----------|-------------|-------------|
| 令和元年度決算  | 0 ( 0 ) | 42 ( 34 ) | 316 ( 128 ) | 358 ( 136 ) |
| 平成30年度決算 | —       | 34 ( 27 ) | 408 ( 111 ) | 442 ( 114 ) |
| 平成29年度決算 | —       | 72 ( 52 ) | 529 ( 125 ) | 601 ( 134 ) |

(注) 勧告は、平成29年の地方自治法の改正により令和2年4月(令和元年度決算)から適用された。

### 2 事項別内訳

#### (1) 勧告

該当事項なし

#### (2) 指摘

| 区分      | 件数     | 主な内容  |
|---------|--------|---|
| 予算事務    | 0(2)   | —   |
| 収入事務    | 1(4)   | 未収金が多額〔1〕   |
| 支出事務    | 27(20) | 支出負担行為が適期に行われていない〔25〕、精算・戻入の遅延〔2〕                           |
| 契約事務    | 7(7)   | 予定価格調書の未作成等〔5〕、物品請求と契約・交付伺に同じ見積書を添付〔1〕、契約書に業務仕様書を添付していない〔1〕 |
| 補助金等事務  | 1(4)   | 変更交付申請書を受理後、事務手続を行っていない〔1〕                                  |
| 工事の執行事務 | 0(0)   | —   |
| 財産管理事務  | 2(3)   | 不用決定を行う前に物品を処分〔1〕、固定資産台帳との照合の未実施〔1〕                         |
| その他の事務  | 0(2)   | —   |
| 合計      | 38(42) |   |

(注) 件数欄の( )内は前年度の件数、主な内容欄の〔 〕内は本年度の件数である。

#### (3) 注意

| 区分      | 件数       | 主な内容  |
|---------|----------|---|
| 予算事務    | 1(2)     | 債務負担行為設定年度経過後に複数年度契約を締結〔1〕  |
| 収入事務    | 100(68)  | 多額の未収金〔34〕、納入期限の設定誤り〔14〕  |
| 支出事務    | 29(61)   | 支出金額の誤り〔14〕   |
| 契約事務    | 127(88)  | 発注伺の予定価格積算の未記載等〔16〕、契約書の記載不備等〔16〕、契約書に定める書類の未受理・遅延〔13〕、発注伺の未審査〔9〕、変更契約の不適正〔9〕、検査員の任命不適正等〔9〕 |
| 補助金等事務  | 39(27)   | 実績報告書の受理の遅延〔12〕、交付決定の遅延〔6〕、変更申請書の未受理・遅延・変更承認手続の未実施〔4〕                                       |
| 工事の執行事務 | 0(0)     | —   |
| 財産管理事務  | 61(68)   | 不用品処分手続の不適正〔9〕、物品貸付手続の不備等〔8〕、金券類受払簿の記載不備〔6〕、タクシーチケット利用承認簿の記載内容不備等〔5〕、物品保管主任の任命の遅延等〔5〕       |
| その他の事務  | 2(2)     | 出納員の任免手続の不備等〔2〕   |
| 合計      | 359(316) |   |

(注) 件数欄の( )内は前年度の件数、主な内容欄の〔 〕内は本年度の件数である。



### 3 不適正事務の発生要因

(単位：件、%)

| 区 分                  | 件 数 |    |     |     | 割 合<br>〔前年度〕 |
|----------------------|-----|----|-----|-----|--------------|
|                      | 勧告  | 指摘 | 注意  | 計   |              |
| ①上司の進行管理不足           | —   | 17 | 43  | 60  | 15.1 [20.9]  |
| ②上司の内容確認不足           | —   | 2  | 109 | 111 | 28.0 [31.0]  |
| ③担当者や上司の関係規程等への認識不足等 | —   | 17 | 137 | 154 | 38.8 [32.7]  |
| ④担当者の失念、判断誤り         | —   | 0  | 8   | 8   | 2.0 [ 1.4]   |
| ⑤団体の書類提出の遅延等         | —   | 0  | 28  | 28  | 7.0 [ 4.2]   |
| ⑥その他（多額の未収金がある等）     | —   | 2  | 34  | 36  | 9.1 [ 9.8]   |
| 合 計                  | —   | 38 | 359 | 397 | 100.0        |

(参考 2)

## 監 査 処 置 基 準 等 に つ い て

### 1 鳥取県監査実施要綱（抜粋）

別表第3（第5条関係）

#### 監 査 処 置 基 準

| 処置区分 | 処置の事案   | 処置の内容   |
|------|---|---|
| 勸告   | 次の1～3に該当するもので監査委員が特に必要と認めたもの<br>1 法令（条例、規則その他の規程を含む。以下、同じ。）に違反したもの又は不当なもので、重大なもの<br>2 著しく妥当性を欠くもの<br>3 著しく不経済又は非効率なもの | 1 法に基づく勧告及び公表をする<br>2 報道機関等に内容を公開する<br>3 代表監査委員は、部局長及び監査実施機関の長に対し、文書で今後適切な取扱い又は改善を行うよう通知し、その処理方針について回答を求める      |
| 指摘   | 1 法令に違反したもの又は不当なもので、重大なもの<br>2 著しく妥当性を欠くもの<br>3 著しく不経済又は非効率なもの  | 1 法に基づく報告及び公表をする<br>2 報道機関等に内容を公開する<br>3 代表監査委員は、部局長及び監査実施機関の長に対し、文書で今後適切な取扱い又は改善を行うよう通知し、必要に応じその処理方針について回答を求める |
| 注意   | 指摘に至らない比較的軽易なもの   | 代表監査委員は、部局長及び監査実施機関の長に対し、文書で是正を求め又は注意を喚起する  |

備考 上記の処置区分による処置が適当でないとき認められるときは、その他の処置をすることができる。

### 2 監査処置基準の運用指針（抜粋）

| 区分   | 項目              | 指摘の具体的基準  |
|------|-----------------|---|
| 1 予算 | ○予算執行の不<br>適正   | ○債務負担行為又は予算流用が適正でないもの<br>・重大なもの又は著しいもの<br>○繰越手続きがなされていないもの<br>・全部   |
|      | ○その他            | ○その他予算事務に関し適正でないもの<br>・重大なもの又は著しいもの   |
| 2 収入 | ○調定の不適正         | ○調定漏れ又は調定金額が誤っているもの<br>・合計額5万円以上<br>○調定の遅延しているもの<br>・合計額50万円以上で3か月以上<br>・合計額10万円以上で6か月以上<br>○納期限が適正でないもの<br>・重大なもの又は著しいもの<br>○年度区分又は収入科目を誤っているもの<br>・重大なもの又は著しいもの |
|      | ○現金収受の不<br>適正   | ○直接収納した収納金の払込みの遅延しているもの<br>・合計額5万円以上で1週間以上<br>・合計額1千円以上5万円未満で1か月以上<br>○現金、有価証券の保管又は取扱いが適正でないもの<br>・重大なもの又は著しいもの   |
|      | ○未収金の整理<br>の不適正 | ○未収金に対する措置が適正を欠くもの<br>・重大なもの又は著しいもの<br>・未収金額が1百万円以上の案件のうち、取組が特に不十分と認められるもの  |
|      | ○その他            | ○その他収入事務に関し適正でないもの<br>・重大なもの又は著しいもの   |

| 区 分            | 項 目                        | 指 摘 の 具 体 的 基 準  |
|----------------|----------------------------|--|
| 3 支 出          | ○支出負担行為の不適正                | ○支出負担行為が行われていないもの又は適期に行われていないもの<br>・全部   |
|                | ○支出命令の不<br>適正              | ○支出金額の誤っているもの<br>・合計額5万円以上<br>○支払いの遅延（延滞金等を伴うもの）しているもの<br>・重大なもの又は著しいもの<br>○資金前渡又は概算払の精算の遅延しているもの<br>・返納額の合計額10万円以上で1か月以上<br>・返納額の合計額1万円以上で3か月以上<br>・返納額の合計額1千円以上1万円未満で6か月以上   |
|                | ○その他                       | ○その他支出事務に関し適正でないもの<br>・重大なもの又は著しいもの  |
| 4 契 約          | ○予定価格の不<br>適正              | ○予定価格が決定されていないもの<br>・競争入札に付したものの又は1件100万円以上のもの<br>○積算が適正でないもの<br>・重大なもの又は著しいもの   |
|                | ○入札手続き等<br>の不<br>適正        | ○業者の選定及び入札手続きの適正でないもの<br>・重大なもの又は著しいもの   |
|                | ○随意契約の不<br>適正              | ○見積書が適正でないもの又は不足するもの<br>・重大なもの又は著しいもの  |
|                | ○契約書の不適<br>正               | ○契約書の作成手続き又は内容が適正でないもの<br>・重大なもの又は著しいもの（契約締結事務の遡及は支出による）   |
|                | ○契約保証金等<br>の不<br>適正        | ○契約保証金又は入札保証金の免除が適正でないもの<br>・重大なもの又は著しいもの  |
|                | ○契約変更の不<br>適正              | ○契約変更の理由、金額及び手続の適正でないもの<br>・重大なもの又は著しいもの   |
|                | ○履行確認の不<br>適正              | ○完了確認をしていないもの又は不十分なもの<br>・重大なもの又は著しいもの   |
|                | ○その他                       | ○その他契約事務に関し適正でないもの<br>・重大なもの又は著しいもの（契約書等に規定された完了報告書等の受理については6か月以上の遅延）  |
| 5 補 助 金 等      | ○補助金等の交<br>付事務の不<br>適<br>正 | ○交付申請（変更を含む。）が遅延しているもの<br>・交付要綱・通知等で提出期限があるもののうち6か月以上の遅延<br>・提出期限の定めがないもので、既に事業着手している単県事業のうち6<br>か月以上の遅延（やむを得ない事情がある場合を除く）<br>・提出期限の定めがないもので、既に事業完了している単県事業のうち6<br>か月以上の遅延（災害等、要綱等により事業完了後交付申請するものを除<br>く）<br>○交付決定が遅延しているもの<br>・重大なもの又は著しいもの（6か月以上の遅延）<br>○実績報告書が提出されていないもの若しくは遅延しているもの又は内容が<br>不<br>適<br>当<br>な<br>もの<br>・重大なもの又は著しいもの（遅延については6か月以上のもの）<br>○額の確定が遅延しているもの<br>・単県事業で出納整理期間を超えるもののうち6か月以上の遅延<br>・単県事業で実績報告提出後1か月以上の遅延のうち6か月以上の遅延<br>・国庫補助事業で国の確定通知受理後1か月以上の遅延のうち6か月以上<br>の遅延 |
|                | ○その他                       | ○その他補助金事務に関し適正でないもの<br>・重大なもの又は著しいもの   |
| 6 工 事 の<br>執 行 | ○その他                       | ○その他工事の執行に関し適正でないもの<br>・重大なもの又は著しいもの   |

| 区 分   | 項 目                  | 指 摘 の 具 体 的 基 準                            |
|-------|----------------------|--|
| 7 財 産 | ○県有財産及び物品の取得又は処分の不適正 | ○取得又は処分の事務手続きが適正でないもの<br>・著しいもの            |
|       | ○県有財産及び物品の管理の不適正     | ○管理の事務手続きが適正でないもの<br>・著しいもの                |
| 8 その他 | ○その他                 | ○1から7の区分の各項目に該当しない適正でないもの<br>・重大なもの又は著しいもの |

注1 処置基準で指摘となる「重大なもの又は著しいもの」等は、類似項目に設定された基準との権衡を考慮して判断する。

2 特別な事情のあるものは上記基準と異なることもある。

3 上記基準に該当する場合であっても、次に該当する場合には原則として処置しない。

(1) 部局長協議

会計規則・要綱・通知等に問題があるため、部局長協議を行って改善を求めることが適当であるもの。

(2) 行政監査対応

当該年度に実施する行政監査のテーマに合致するものであり、行政監査の結果として改善を求めることが適当であるもの。